

# 岡山県公報

発行  
岡山県



## 目次

担当課（室）

○ 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号等の利用及び特定個人情報提供に関する条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則

### 【規則】

○ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則の一部を改正する規則

○ 岡山県営食肉地方卸売市場管理規則の一部を改正する規則

○ 都市計画法施行細則の一部を改正する規則

○ 児童福祉施設等への入所の措置等に要する費用のうち本人及びその扶養義務者が負担しなければならない費用の基準の一部改正

### 【告示】

（以上県例規集登載）

○ 土壌汚染対策法に基づく形質変更時要届出区域の指定

（県例規集登載）

○ 指定居宅サービスの事業の廃止

デジタル推進課

循環型社会推進課

畜産課

建築指導課

子ども家庭課

環境管理課

指導監査課

## 目次

担当課（室）

○ 指定居宅サービス等の事業の廃止

○ 土地改良事業の施行認可

○ 漁船保険付保義務発生のための同意の認定

### 【公告】

○ 土地改良区役員の退任届

○ 開発許可を受けた開発行為に関する工事の完了

○ 公共施設に係る開発行為に関する工事の完了

### 【企業局】

○ 岡山県工業用水道事業供給規程の一部を改正する規程

（県例規集登載）

○ 岡山県議会の保有する個人情報保護に関する条例施行規程の一部改正

（県例規集登載）

### 【選挙管理委員会】

○ 政治団体の名称等の公表

○ 政治団体の代表者等の異動

○ 政治団体の解散

○ 資金管理団体の名称等の公表

○ 資金管理団体の届出事項の異動

○ 政治団体の代表者等の異動の訂正

〃

耕地課

水産課

耕地課

建築指導課

〃

総務企画課

総務課

選挙管理委員会

〃

〃

〃

〃

〃

○ ○ " "	目次
" "	担当課(室)
	目次
	担当課(室)

◎岡山県規則第二号

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号等の利用及び特定個人情報提供の提供に関する条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則を次のように定める。

令和八年二月二十七日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号等の利用及び特定個人情報提供に関する条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号等の利用及び特定個人情報提供に関する条例の一部を改正する条例（令和七年岡山県条例第百八号）の施行期日は、令和八年三月二日とする。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

◎岡山県規則第三号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和八年二月二十七日

岡山県知事 伊原木 隆 太

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則の一部を改正する規則

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則（昭和五十二年岡山県規則第六十一号）の一部を次のように改正する。

第二十条第一項中「産業廃棄物の種類ごとに」を削り、同条第五項第一号中「第一項第二号から第五号まで」を「第一項各号」に、「事項（）」を「事項（同項第一号に掲げる種類及び）」に、「及び」を「並びに」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

◎岡山県規則第四号

岡山県営食肉地方卸売市場管理規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和八年二月二十七日

岡山県知事 伊原木 隆 太

岡山県営食肉地方卸売市場管理規則の一部を改正する規則

岡山県営食肉地方卸売市場管理規則（令和二年岡山県規則第四十四号）の一部を次のように改正する。

第四十九条第三項中「前二項」を「第一項及び第二項」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3 知事は、食品等の持続的な供給を実現するための食品等事業者による事業活動の促進及び食品等の取引の適正化に関する法律（平成三年法律第五十九号）第三十六条各号に掲げる措置の内容を第一項に規定する場所に掲示するものとする。

附 則

この規則は、令和八年四月一日から施行する。

◎岡山県規則第五号

都市計画法施行細則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和八年二月二十七日

岡山県知事 伊原木 隆 太

都市計画法施行細則の一部を改正する規則

都市計画法施行細則（昭和四十六年岡山県規則第三十七号）の一部を次のように改正する。

第三条第一項第十号中「いう」の下に「。次号において同じ」を、「氏名」の下に「、性別、生年月日」を加え、同項第十一号中「限る。」の下に「及びその役員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第九条第二十一号ロに規定する役員をいう。次号において同じ。）の住民票の写し若しくは個人番号カードの写し又はこれらに類するものであつて、氏名、性別、生年月日及び住所を証する書類」を加え、同項第十二号中「（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第九条第二十一号ロに規定する役員をいう。）」を削る。

附 則

（施行期日）

- 1 この規則は、令和八年四月一日から施行する。  
（施行日前に行われた申請に係る図書に関する措置）
- 2 この規則の施行の日（以下「施行日」という。）前に行われた都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条第一項又は第二項の規定による開発行為の許可の申請について、当該申請に係る許可が施行日以後に行われる場合は、施行日以後、速やかに改正後の第三条第一項第十号又は第十一号に規定する図書を知事に提出しなければならない。

◎岡山県告示第七十九号

児童福祉施設等への入所の措置等に要する費用のうち本人及びその扶養義務者が負担しなければならない費用の基準（昭和六十一年岡山県告示第五百四十九号）の一部を次のように改正する。

令和八年二月二十七日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

別表第一の備考6(3)中「第12項、第14項及び第15項」を「及び第12項から第15項まで」に改め、同表の備考7中「第21条の5の28」を「第21条の5の29」に改める。

別表第二の備考4(3)中「第12項、第14項及び第15項」を「及び第12項から第15項まで」に改める。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。

◎岡山県告示第八十号

土壌汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第十一条第一項の規定により同項に規定する区域（以下「形質変更時要届出区域」という。）として次のとおり指定する。

なお、形質変更時要届出区域の台帳は、岡山県環境文化庁環境管理課において、一般の縦覧に供する。

令和八年二月二十七日

岡山県知事 伊原木 隆 太

- 一 形質変更時要届出区域として指定する区域  
備前市鶴海字首朮坂田四三四二番一の一部
- 二 土壌汚染対策法施行規則（平成十四年環境省令第二十九号。以下「規則」という。）第三十一条第一項の基準に適合していない特定有害物質の種類  
水銀及びその化合物、セレン及びその化合物、鉛及びその化合物、砒素及びその化合物並びにふっ素及びその化合物
- 三 規則第三十一条第二項の基準に適合していない特定有害物質の種類  
水銀及びその化合物、セレン及びその化合物、鉛及びその化合物並びに砒素及びその化合物
- 四 備考
  - 1 指定する形質変更時要届出区域の詳細は、省略し、当該形質変更時要届出区域の台帳の縦覧をもってこれに代える。
  - 2 一に掲げる区域は、令和八年二月十六日における行政区域その他の区域によって表示されたものとする。

◎岡山県告示第八十一号

介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第七十五条第二項の規定により、次のとおり指定居宅サービスの事業を廃止する旨の届出があった。

令和八年二月二十七日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

一 事業所の名称及び所在地

1 名称

久米南町社会福祉協議会訪問介護ステーション

2 所在地

久米郡久米南町下弓削五一五―一

二 事業者の名称及び主たる事務所の所在地

1 名称

社会福祉法人久米南町社会福祉協議会

2 所在地

久米郡久米南町下弓削五一五番地一

三 廃止の届出を受理した年月日

令和八年二月十八日

四 介護保険事業所番号

三三七三八〇〇二六一

五 サービスの種類

訪問介護

◎岡山県告示第八十二号

介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第七十五条第二項及び第一百五條の五第二項の規定により、次のとおり指定居宅サービスの事業及び指定介護予防サービスの事業を廃止する旨の届出があった。

令和八年二月二十七日

岡山県知事 伊原木 隆 太

- 一 事業所の名称及び所在地
  - 1 名称 備前市訪問看護ステーション
  - 2 所在地 備前市伊部二二三一一
- 二 事業者の名称及び主たる事務所の所在地
  - 1 名称 備前市
  - 2 所在地 備前市東片上一二二六
- 三 廃止の届出を受理した年月日 令和八年二月十八日
- 四 介護保険事業所番号 三三六一一九〇〇〇六
- 五 サービスの種類 訪問看護  
介護予防訪問看護

◎岡山県告示第八十三号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第四十八条第一項の規定により、新規土地改良事業の施行を次のとおり認可した。

令和八年二月二十七日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 土地改良事業を行う者の名称

児島湾土地改良区

二 地区名及び工種

地区名

工種

水利施設等保全高度化事業（農業用排水施設）

西七区支線 78号

西七区支線 80号

西七区支線 96号

西七区支線 117号

北七区支線 57号

” ” ” ”

三 認可年月日

令和八年二月二十七日

◎岡山県告示第八十四号

漁船損害等補償法（昭和二十七年法律第二十八号）第一百十二条の二第二項の規定による届出を審査した結果、次の加入区について、同法第一百十二条第一項の規定による同意があつたものと認めた。

令和八年二月二十七日

岡山県知事 伊原木 隆 太

加入区の名称 岡山加入区

〔七八〕土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十八項の規定により、  
土地改良区役員の退任の届出があつた。

令和八年二月二十七日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

一 土地改良区の名称

高崎土地改良区

二 退任役員

退任役員

住 所

氏 名  
能瀬 一志

岡山市南区西高崎九二

理事監  
事の別  
理事

〔七九〕次の者に係る都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条の規定による開発許可を受けた開発行為に関する工事が完了した。

令和八年二月二十七日

岡山県知事

伊原木

隆

太

一 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

都窪郡早島町前潟字七ノ割四八六番、四八七番、四八八番五、四八九番六、四八九番九、四八九番一〇、四九〇番、四九一番、四九二番四、四八六番地先水路、四九一番地先水路

二 許可を受けた者の所在地、名称及び代表者の氏名

倉敷市玉島爪崎四五〇番地の三

ケイ・エイチ株式会社

代表取締役 木下 哲男

三 許可年月日及び許可番号

令和七年一月十四日岡山県指令建指第三六六号

〔八〇〕次の者に係る都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条の規定による開発許可を受けた開発行為に関する工事のうち、公共施設に関する工事が完了した。

令和八年二月二十七日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

都窪郡早島町前潟字七ノ割四八六番、四八七番、四八八番五、四八九番六、四八九番九、四八九番一〇、四九〇番、四九一番、四九二番四、四八六番地先水路、四九一番地先水路

二 公共施設の種類

道路、水路、公園、広場、下水道

三 位置及び区域

開発登録簿記載のとおり（開発登録簿は、岡山県土木部都市局建築指導課において閲覧に供する。）

四 許可を受けた者の所在地、名称及び代表者の氏名

倉敷市玉島爪崎四五〇番地の三

ケイ・エイチ株式会社

代表取締役 木下 哲男

五 許可年月日及び許可番号

令和七年一月十四日岡山県指令建指第三六六号

◎岡山県企業管理規程第一号

岡山県工業用水道事業供給規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和八年二月二十七日

岡山県公営企業管理者 片山 誠 一

岡山県工業用水道事業供給規程の一部を改正する規程

岡山県工業用水道事業供給規程（昭和四十七年岡山県企業管理規程第二号）の一部を次のように改正する。

第十条第三項中「に立ち会わず」を「の確認をさせる」に改める。

附 則

この規程は、令和八年四月一日から施行する。

◎岡山県議会告示第一号

岡山県議会の保有する個人情報の保護に関する条例施行規程（令和五年岡山県議会告示第二号）の一部を次のように改正する。

令和八年二月二十七日

岡山県議会議長 遠藤康洋

第三条第五号中「第十九条の四第一項第五号」を「第十九条の四第一項第四号」に改める。

附則

この告示は、令和八年六月十四日から施行する。

◎岡山県選管告示第二十九号  
 政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号。以下「法」という。）第六条第一項の規定による政治団体の届出があった。  
 令和八年二月二十七日

岡山県選挙管理委員会  
 委員長 大林裕一

一 政党の支部  
 法第十九条の七第一項第一号に係る国会議員関係政治団体とみなされる政党の支部

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	公職の種類 (第一号)	以上の市町村等の区域を単位として設けられる支部	届出年月日
中道改革連合岡山県第1区総支部	原田謙介	原田謙介	岡山市北区奉還町三一五	衆議院議員	○	令和八・一・二二
中道改革連合岡山県第2区総支部	津村啓介	北井裕美	―八 奉還町第一ビルF			
中道改革連合岡山県第4区総支部	柚木道義	長家啓太	岡山市中区円山一〇七			
			倉敷市美和二一六―二〇			一・二二
			―〇二			

二 その他の政治団体（政党及び政治資金団体以外の政治団体）  
 国会議員関係政治団体以外の政治団体

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	届出年月日
佐藤清美後援会	中務一郎	中山稔	浅口市金光町占見三八	令和八・一・七
杉本はるひこ後援会	杉本晴彦	新田嘉久	和气郡和气町原上八四一	一・一六
西村みにい後援会	西村未仁衣	西村実奈	玉野市宇野七―一六―一二	一・一九
野村ともひさ後援会	野村知久	野村光子	勝田郡勝央町豊久田四〇六―一	一・一五
はじめよう、つやまと	志水亮介	神崎大輔	津山市南新座三一	一・二二
原ひろしを応援する会	原紘志	原麻代	岡山市南区浦安南町九―一六	一・一九
三宅さゆみ研究会	檜崎沙侑美	檜崎溪	岡山市中区円山一八 サンライズビル二〇二	一・二〇
山下みつる後援会	山下満	山下満	和气郡和气町矢田五五二―三	一・二七

◎岡山県選管告示第三十号  
 政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第七条第一項の規定による政治団体の届出事項の異動の届出があつた。  
 令和八年二月二十七日

岡山県選挙管理委員会  
 委員長 大林裕一

一 政党の支部		代表者の氏名		異動事項	新		旧		異動年月日
政治団体の名称	代表者の氏名	異動事項	新	旧	異動年月日				
自由民主党岡山県支部連	古谷和之	代表者の氏名	古谷和之	岸本周二	令和八・一・二二				
合会福祉問題研究会支部	〃	会計責任者の氏名	岸本典子	岸本真美	〃				
立憲民主党岡山県第1区	高原俊彦	代表者の氏名	高原俊彦	原田謙介	〃				一・二〇
〃	〃	国会議員関係政治団体の区分	国会議員関係政治団体以外の政治団体	法第十九条の七第一項第一号に係る国会議員関係政治団体	〃				〃
立憲民主党岡山県第2区	鈴木一史	代表者の氏名	鈴木一史	津村啓介	〃				〃
〃	〃	国会議員関係政治団体の区分	国会議員関係政治団体以外の政治団体	法第十九条の七第一項第一号に係る国会議員関係政治団体	〃				〃
立憲民主党岡山県第4区	鳥井良輔	代表者の氏名	鳥井良輔	柚木道義	〃				〃
〃	〃	国会議員関係政治団体の区分	国会議員関係政治団体以外の政治団体	法第十九条の七第一項第一号に係る国会議員関係政治団体	〃				〃
二 その他の政治団体（政党及び政治資金団体以外の政治団体）									
政治団体の名称	代表者の氏名	異動事項	新	旧	異動年月日				
太田正孝後援会	柳井睦	会計責任者の氏名	太田容子	太田睦美	令和七・八・四				
おかやま市民党	羽場頼三郎	〃	米橋清治	羽場節子	〃				一二・二七
岡山市民連合	羽場頼三郎	〃	米橋清治	羽場節子	〃				〃
子ども達の未来を守る市民の会	真田意索	主たる事務所の所在地	倉敷市藤戸町天城一九	倉敷市児島下の町二一七―二八	〃				一〇・一
住民こそ主人公・県民の会	中島純男	会計責任者の氏名	花田雅行	平井昭夫	〃				一二・一七
はばたく会（羽場頼三郎後援会）	横山良樹	〃	米橋清治	羽場節子	〃				一二・二七
山本なる後援会	山本博	代表者の氏名	山本博	大取道雄	令和八・一・一四				
和田いさお後援会	和田功	主たる事務所の所在地	美作市土居二六四―一	美作市土居二六四―一六	〃				一・一五

◎岡山県選挙管告示第三十一号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十七条第一項の規定による政治団体の解散の届出があった。  
令和八年二月二十七日

岡山県選挙管理委員会  
委員長  
大 林 裕 一

一 政党の支部

政治団体の名称

立憲民主党岡山県参議院選挙区第1総支部

代表者の氏名  
國友 彩 葉

解散年月日  
令和七・一二・一一

二 その他の政治団体（政党及び政治資金団体以外の政治団体）

政治団体の名称

S D G s G O ア ク シ ョ ン 協 議 会

岡山県石材業政治連盟

かとう泰久後援会

「持続可能な美作を」田村秀昭と創る会

市民共創の会

すわ順子後援会

攻めの市政をつくる会

玉野市民の名誉を護る会

林いくお後援会

平原順二後援会

F o r j a p a n i n t h e f u t u r e A c t

藤原浩司後援会

やなぎはら英子後援会

代表者の氏名  
佐々木 弓 子

河 田 恭 志

大 内 祥 史

田 村 秀 昭

中 原 徹

諏 訪 順 子

山 崎 素 司

舩 石 武 彦

北 本 勲 司

藤 澤 美 芳

加 藤 大 悟

佐 藤 弘 昭

三 宅 富 美 子

解散年月日

令和七・三・三一

〃 〃 〃

〃 〃 〃

〃 〃 〃

〃 〃 〃

令和八・一・一五

令和七・一二・三〇

〃 〃 〃

〃 〃 〃

〃 〃 〃

〃 〃 〃

〃 〃 〃

〃 〃 〃

◎岡山県選管告示第三十二号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十九条第二項の規定による資金管理団体の届出があつた。  
令和八年二月二十七日

岡山県選挙管理委員会

大

林 裕

一

資金管理団体の届出をした者（代表者）の氏名	公職の種類	資金管理団体の名称	主たる事務所の所在地	指定年月日
野村 知久	勝央町議会議員	野村ともひさ後援会	勝田郡勝央町豊久田四〇六一	令和八・一・一四
山下 満	和气町議会議員	山下みつる後援会	和气郡和气町矢田五五二―三	一・一七

◎岡山県選管告示第三十三号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十九条第三項第三号の規定による資金管理団体の届出事項の異動の届出があった。  
令和八年二月二十七日

岡山県選挙管理委員会

委員長 大 林 裕 一

資金管理団体の届出をした者の氏名	資金管理団体の名称	異動事項	新	旧	異動年月日
佐々木 雄司	佐々木ゆうじ後援会	公職の種類	赤磐市議会議員	衆議院議員	令和六・一一・一八
真田 意索	子ども達の未来を守る市民の会	主たる事務所の所在地	倉敷市藤戸町天城一九	倉敷市児島下の町二―七―二八	令和七・一〇・一
和田 功	和田いさお後援会	〃	美作市土居二六四四―一	美作市土居二六四二―六	令和八・一・一五

◎岡山県選管告示第三十四号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第七条第一項の規定による政治団体の届出事項の異動の届出について、三菱自工労組政治活動委員会水島支部から訂正の届出があったので、同法第七条の二第一項の規定により公表した政治団体の代表者等の異動（令和七年岡山県選管告示第九十五号）の一部を次のとおり訂正する。

令和八年二月二十七日

岡山県選挙管理委員会

委員長

大林裕一

二 その他の政治団体（政党及び政治資金団体以外の政治団体）中三菱自工労組政治活動委員会水島支部のうち「中野浩司」を「中野幸司」に改める。

◎岡山県選管告示第三十五号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第七条第一項の規定による政治団体の届出事項の異動の届出について、山口ひろたか後援会から訂正の申出があったので、同法

第七条の二第一項の規定により公表した政治団体の代表者等の異動（令和七年岡山県選管告示第九十五号）の一部を次のとおり訂正する。

令和八年二月二十七日

岡山県選挙管理委員会

委員長

大

林

裕

一

二 その他の政治団体（政党及び政治資金団体以外の政治団体）中山口ひろたか後援会のうち「中野浩司」を「中野幸司」に改める。

◎岡山県選管告示第三十六号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第七条第一項の規定による政治団体の届出事項の異動の届出について、秋山まさひろ後援会から訂正の申出があったので、同法

第七条の二第一項の規定により公表した政治団体の代表者等の異動（令和七年岡山県選管告示第九十五号）の一部を次のとおり訂正する。

令和八年二月二十七日

岡山県選挙管理委員会

委員長

大

林

裕

一

二 その他の政治団体（政党及び政治資金団体以外の政治団体）中秋山まさひろ後援会のうち「中野浩司」を「中野幸司」に改める。

◎岡山県選管告示第三十七号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第七条第一項の規定による政治団体の届出事項の異動の届出について、大橋けん後援会から訂正の申出があったので、同法第七

条の二第一項の規定により公表した政治団体の代表者等の異動（令和七年岡山県選管告示第九十五号）の一部を次のとおり訂正する。

令和八年二月二十七日

岡山県選挙管理委員会

委員長

大 林 裕

一

二 その他の政治団体（政党及び政治資金団体以外の政治団体）中大橋けん後援会のうち「中野浩司」を「中野幸司」に改める。